

旭川市営住宅入居事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市営住宅条例(昭和54年旭川市条例第11号。以下「条例」という。)及び旭川市営住宅条例施行規則(昭和54年旭川市規則第24号。以下「規則」という。)に基づく市営住宅の入居等に係る事務取扱いについて、必要な事項を定める。

(公募の時期)

第2条 規則第3条第1項の公募は、毎年度4回、市長が指定した期間に行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に新たに建設され、又は改良を施した市営住宅の入居者を募集するときは、入居手続に要する期間を勘案してその都度公募の時期を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に定める市長が指定した期間以外も公募することができる。

(1) 第1項の規定により入居者を公募したが、入居申込者がいなかったとき。

(2) 第1項の規定により入居者を公募したが、当該住戸に申し込んだ者が2名以下で、辞退等により、入居予定者がいなくなったとき。

(3) 第7条の判定表により特に住宅に困窮すると認められる者を対象とした公募であるとき。

(申込みの受付)

第2条の2 規則第4条第1項の市営住宅の入居の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)に対し、希望住戸(申込者が入居を希望する1住戸に限る。)のほか必要事項を記入した市営住宅入居申込書及び入居申込みに係る申告票(様式第1号)を市長が指定する場所への持参、郵送その他市長が定める方法により提出するよう求める。

(募集区分)

第3条 第2条第1項及び第3項の公募は、住戸ごとに行う。

2 第2条第2項の公募は、当該市営住宅の型式ごとに行う。

3 市営住宅間の設備又は老朽度合いに著しい不均衡があるとき、特定目的住宅(特定の要件を具備するものを優先して入居させることを目的として供給する市営住宅をいう。)が混在するときその他同じ区分として募集することが著しく不相当と認められるときは、前2項の募集区分にかかわらずに入居者を公募することがある。

(身体障害者世帯向住宅の入居者資格)

第4条 規則別表1に規定する身体障害者世帯向の市営住宅に入居の申込みができる世帯は、条例第4条第1項に規定する入居資格がある世帯で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者がいる世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(2) 車椅子を使用する者

(身体障害者・高齢者向住宅の指定)

第4条の2 身体障害者・高齢者向住宅の市営住宅は、別表1のとおりとする。

(老人世帯向け及び老人同居世帯向けの市営住宅の入居者資格)

第4条の3 規則別表1に規定する老人世帯向け及び老人同居世帯向けの市営住宅に入居の申込みができる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 満65歳以上の夫婦世帯で、いずれか一方が満70歳以上である世帯

(2) 単身世帯で、満70歳以上である世帯

(身体障害者・高齢者向住宅の入居者資格)

第4条の4 別表1に規定する身体障害者・高齢者世帯向の市営住宅に入居の申込みができる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、入居者資格を有する応募者がなく、空家期間が退去日の翌日から起算して3か月を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 身体障害者世帯 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する者がいる世帯
 - (2) 戦傷病者世帯 恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する者がいる世帯
 - (3) 高齢者世帯
 - ア 満65歳以上の夫婦世帯で、いずれか一方が満70歳以上である世帯
 - イ 単身世帯で、満70歳以上である世帯
- (入居資格判定に係る書類)

第5条 規則第4条第2項第2号に規定する収入を証する書類は、前年の所得金額に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）（前年の所得金額に係る所得証明書が発行されない時期においては、前々年の所得金額に係る所得証明書）及び次の各号に掲げる者の区分（2以上の異なる区分に重複して該当することとなる者は、当該全ての区分）に応じ当該各号に定める書類（当該書類が同じ区分において2以上生じることとなるときは、当該全ての書類）とする。ただし、現に同居し、又は同居しようとする親族に収入のあることが見込まれないときは、所得証明書を除くことができる。

- (1) 同じ給与支払者の下において前年1月1日から申込み時点までの間引き続き勤務している給与所得者（当該給与所得の金額の計算上収入金額とすべき金額にかかる収入を得ている者をいう。以下この条において同じ。）（前年の給与所得に係る所得税法（昭和40年法律第33号。以下「税法」という。）第226条第1項本文に規定する源泉徴収票（以下この条において「源泉徴収票」という。）が交付されていない者を除く。）源泉徴収票の写し
- (2) 前号の規定によらない給与所得者で、かつ、申込み時点において就職後3月を経過していない者 申込み時点における給与支払者が発行した雇用証明書（様式第2号）
- (3) 前2号の規定によらない給与所得者 申込み時点における給与支払者が発行した過去1年間（就職後1年を経過していない者においては、就職してから申込み時点までの間）に係る収入証明書（様式第2号の2）
- (4) 前年1月1日から申込み時点までの間引き続き同一の事業を営んでいる事業所得者（当該事業所得の金額の計算上収入金額とすべき金額に係る収入を得ている者をいう。） 前年の事業所得に係る税法第120条第1項の定めるところによる確定申告書の写し
- (5) 前号の規定によらない事業所得者 申込み時点において営んでいる事業により生じた所得の収支を記載した収支明細書（様式第3号）
- (6) 年金所得者（雑所得（公的年金に係るものに限る。）の金額の計算上収入金額とすべき金額に係る収入を得ている者をいう。） 年金改定通知書の写し若しくは年金支払通知書の写し又はこれらに類する年金の金額を証する書類
- (7) 無職又は無収入である者 当該無職又は無収入である旨の証明を要する者が記載した無職・無収入申立書（様式第4号）
- (8) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号イからトまでに規定する額の控除対象者 前各号に定める書類のほか在学証明書、身体障害者手帳、児童扶養手当証書その他の当該控除の対象者に該当する旨を証するものとして市長が必要と認めた書類

第6条 規則第4条第2項第4号の規定に該当する旨を証する書類は、同項で規定する書類のほか、当該事由に応じ、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めた書類とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の写し
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の写し
 - (3) 療育手帳の写しその他の知的障害の程度を証する書類
 - (4) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳の写し
 - (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳の写し
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していないことを証する書類
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を証する書類
- (配偶者からの暴力被害者に係る収入認定)

第6条の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者に係る市営住宅の入居者資格のうち

収入の額の認定に当たり当該被害者に離婚の意思があるときは、離婚が成立していない場合であっても当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱うことができる。

2 前項の意思の確認は、当該被害者本人からの申立書又は離婚調停中であることを証する書類等により行う。

(判定基準表)

第7条 条例第6条第2項の規定による住宅困窮状況判定表は、別表2のとおりとする。

2 前項の判定表にかかわらず、現に市営住宅（他の事業主体が管理する公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅（以下「特公賃住宅」という。）その他の公的住宅を含む。以下この項において同じ。）に入居している者が、旭川市が管理する他の市営住宅に入居の申込みをした場合（規則第3条第1項の規定による公募による場合に限る。）において、当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込者の困窮度合いは10点とする。

(1) 身体障害者その他恒常的な疾病を有する者で、かつ、階段の昇降が著しく困難である者のいる世帯が、現に入居している市営住宅より低階層の市営住宅に入居を希望するとき。

(2) 世帯構成に異動があったことにより、次の表の左欄に掲げる世帯状況の者が同表右欄に掲げる規模の市営住宅に入居を希望するとき。

現に入居中の世帯状況	規模
2DK以下の市営住宅に3人以上で入居中	2LDK又は3DK
3DK以下の市営住宅に4人以上で入居中	3LDK
2LDK以上の市営住宅に2人以下で入居中	2DK以下

(3) 入居者又は同居者の通勤又は通学時間が片道45分以上になった場合において、現に入居している市営住宅より勤務地又は通学地に近い市営住宅に入居を希望しているとき。

(4) 入居者又は同居者に疾病のため長期通院を要する者のいる世帯が、現に入居している市営住宅より通院が容易になると認められる立地条件の市営住宅に入居を希望するとき。

(5) 子育て世帯向け住宅に入居している世帯が入居の期限のない市営住宅に入居を希望するとき。

(6) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

第7条の2 別表2により特に住宅に困窮すると認められる者が速やかに市営住宅に入居できるよう、若干数の空き家を確保しなければならない。

2 前項に規定する空き家及びその数は、必要に応じその都度市長が定める。

(入居補欠者の登録期限)

第8条 条例第7条第3項に規定する市長が別に定める日は、第2条に定める公募の都度市長が定める。
(優遇措置の要件)

第9条 規則第5条の規定により当選率を引き上げる申込者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子と、当該女子が現に扶養する20歳未満の児童のみで構成される世帯に該当する申込者

(2) 父子世帯 前号中「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」に、「女子」とあるのは「男子」に読み替えた場合における申込者

(3) 老人世帯 当該申込み世帯が老人世帯向公営住宅建設等実施要領（昭和39年社会局長通知第166号・住宅局長通知第92号。以下「老人世帯向要領」という。）第2の1に定める老人世帯に該当する申込者

(4) 障害者世帯 当該申込み世帯が心身障害者向公営住宅建設等実施要領（昭和46年社会局長、児童家庭局長、援護局長及び住宅局長通知第51号。以下「障害者世帯向要領」という。）第2に定める心身障害者世帯に該当する申込者

(5) 多子世帯 申込者及び同居予定者に18歳未満の児童が3人以上いる申込者

(6) 配偶者からの暴力被害者世帯 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は同法第

28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行ったもので当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

2 前項に定める者のほか、市営住宅の申込み回数が継続して3回以上（4月から3月までの間に複数回申し込んだ場合にあつては、申込み回数にかかわらず1回とする。）となる者について、規則第5条の規定により当選率を引き上げる。ただし、入居の申込みをしていたにもかかわらず、入居を辞退したときは、辞退した内容に係る申込みを、申込み回数に含めない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる書類のうち、第1項各号に定める世帯に該当する旨を証する書類は、世帯の状況に応じ、次のとおりとする。

（1）障害者世帯を証する書類は、第6条第1項第1号から第3号までに規定する書類のうち、いずれか該当するものとする。

（2）配偶者からの暴力被害者世帯を証する書類は、次のいずれかとする。

ア 婦人相談所長の証明書

イ 婦人保護施設長又は母子生活支援施設長の証明書

ウ 裁判所からの保護命令決定書

エ 配偶者暴力相談支援センターの証明書等その他市長が認める書類

（単身者の住宅）

第10条 現に同居し、又は同居しようとする者がいない者を入居させるべき市営住宅を決定するときは、江丹別団地及び住戸専用面積（令第2条第1項第2号の床面積の合計をいう。）が55㎡（浴室がない住宅にあつては52㎡）以下の市営住宅のうちから、これを決定する。ただし、市営住宅の建替事業等実施に伴う再入居において、基準日（建替事業等実施後の住宅における部屋タイプを決定する部屋割り会開催日をいう。）以降に世帯員の減少が生じ、単身者となった場合にあつては、この限りでない。（連帯保証人の連署を必要としない特別の事情）

第11条 規則第7条第2項（規則第39条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により連帯保証人の連署の免除を求めようとする者に対し、連帯保証人免除申請書（様式第5号）の提出を求める。

2 規則第7条第2項の規定による連帯保証人の連署を必要としない特別の事情は、次の各号のいずれかに該当することにより連帯保証人の確保が困難であることとする。

（1）当該世帯が、老人向要領第2の1に定める老人世帯であること。

（2）当該世帯が、障害者世帯向要領第2に定める心身障害者世帯であること。

（3）入居決定者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であること。

（4）特に市長が認めるとき。

（入居決定取消し通知書）

第12条 規則第7条第4項の規定により市営住宅の入居の決定を取り消すときは、市営住宅入居決定取消し通知書（様式第6号）を当該入居決定者に対して通知する。

（連帯保証人を定める努力義務等）

第13条 規則第7条第2項の規定により連帯保証人の連署を必要としないものとされた入居者又は連帯保証人の履行した債務の額が極度額に達した入居者に対し、当該市営住宅に入居している間は新たな連帯保証人を定めるよう努めなければならないことを説明する。

2 前項の規定により新たな連帯保証人を定めた入居者に対し、速やかに規則第7条第1項第1号に規定する書類の提出を求める。

（連帯保証人の極度額）

第14条 規則第9条第4項の規定による極度額は、次の各号に掲げる月において条例第8条及び第9条の2の規定により決定した毎月の家賃に1.2を乗じて算出した額とする。

（1）規則第7条第1項に規定する手続をするときは、同条第5項で指定する入居日が属する月

(2) 規則第9条第2項の規定により規則第7条第1項第1号に規定する書類を市長に提出するときは、その提出日が属する月

(3) 規則第24条の3第5項に規定する手続をするときは、同条第1項の承認をする日が属する月

2 前項の規定にかかわらず、現に規則第13条の3第2項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額を承認している場合は、前項各号で指定する月において規則第13条の4の規定により決定した毎月の減額後の家賃に12を乗じて算出した額とする。

(業務の委託)

第15条 入居等に係る事務を効率的に行うために必要があると認めるときは、当該事務を民間事業者に委託することができる。ただし、入居者の決定及び許可等の法令等で委託することができないものは、この限りでない。

2 前項の規定により、業務を委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第4条の2関係)

団地名	号棟	階数	戸数	摘要
神居	1	1	7	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	2	1	7	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	3	1	7	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	4	1	7	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	5	1	9	
第2永山	1	1	8	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	2	1	8	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	3	1	10	
春光2区	1	1	12	
	2	1	12	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	3	1	12	
春光6区	1	1	6	
	3	1	4	身体障害者世帯向住宅2戸を含まない。
	4	1	4	
春光台	1	1	4	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
	2	1	4	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
	3	1	4	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
	4	1	4	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
	5	1	7	
	6	1	4	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
南町	1	1	9	身体障害者世帯向住宅3戸を含まない。
北彩都	1	1	4	
	1	2	3	
	2	1	5	
	2	2	4	
	3	1	5	
	3	2	4	

別表2（第7条関係）

住宅困窮状況判定表

1 判定欄は、BよりAの方が困窮状況が高い。

2 困窮度合い欄は、点数の高い方が困窮度合いの高い者（特に住宅に困窮すると認められる者）とする。

困窮項目	困窮状況審査内容	審査基準	判定	困窮度合い
住宅状況	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。	台所・便所等がない建物等で明らかに居住の用に適していない。	A	(1) 令第1条第3号に規定する収入が104,000円以下の者で、かつ、判定Aの項目が1以上あり、市が確保している空き住戸へ入居を希望する者 20点 (2) 判定A又はBの項目が1以上ある者(1)に該当する者を除く。 10点
	2 住宅が老朽化している。			
	住宅が老朽化している。	建築後30年以上経過している。	B	
	著しく危険な住宅に居住している。	屋根、床、壁、柱、土台等の建物の重要な部分の腐朽又は破損が著しい。	A	
3 高齢、障害等の理由により現在の住宅では生活を続けることに支障がある。	専門的な第三者（医師等）の意見や診断がある。	B		
住環境	4 日当たりがない、騒音、振動等により住環境が悪い。	主要な居室に日当たりがない。近隣に工場等がある。	B	
居住状況	5 住宅が狭い。	最低居住面積水準を下回る。 単身者は「25㎡未満」 2人以上の世帯は「10㎡×世帯人数+10㎡未満」 就学前幼児は0.5人で計算し、世帯人数が1人を超え2人に満たない場合は2人とする。	B	
	6 他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。	住民票上、別世帯である。	B	
	7 住宅がないため、親族（婚約者を含む）と同居することができない。	住民票上、現住所が別になっており、親族（婚約者を含む）双方の住居に同居できない理由がある。	B	
	8 立ち退きの要求を受けている。	借地借家法等に基づく事由がある。	B	
	9 通勤、通学、通院等に時間がかかる。	所要時間が、概ね片道45分以上である。	B	
	10 家賃が高い。	入居を希望する市営住宅の使用料より高い。	B	

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、第2条から第6条まで及び第11条から第14条までの規定は適用しない。

- 3 前項の市営住宅の入居補欠者の登録期限に係る第8条の規定の適用については、平成10年3月31日までの間は、同条中「6月30日」とあるのは、「3月31日」とする。

- 4 この要綱の施行前にした手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

(入居の承継に係る敷金還付)

- 5 当分の間、入居承継の敷金還付にかかる規則第11条第5項後段の規定の適用については、市長が適当と認めた場合において既納の敷金の名義変更をしたときも、同項後段の還付があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。ただし、第2条の公募の時期にかかる部分については平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第4条の2、第4条の4、及び別表1の表を加える改正規定は、身体障害者・高齢者向住宅として指定する市営住宅(以下「身障・高齢指定住宅」という。)のうち、現在の入居者及び同居者(当該公営住宅の入居の際に同居した親族を含む。)が退去した後の市営住宅について適用する。ただし、春光台団地3号棟の身障・高齢指定住宅については、春光台団地建替事業のための身障・高齢指定住宅に対する募集停止が終了し、その時点における入居者が退去した後から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

(適用区分)

- 2 春光台団地4号棟の身障・高齢指定住宅については、春光台団地建替事業のための身障・高齢指定住宅に対する募集停止が終了し、その時点における入居者及び同居者(当該公営住宅の入居の際に同居した親族を含む。)が退去した後から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月26日から施行する。

(適用区分)

- 2 春光台団地5号棟の身障・高齢指定住宅については、春光台団地建替事業のための身障・高齢指定住宅に対する募集停止が終了し、その時点における入居者及び同居者(当該公営住宅の入居の際に同居した親族を含む。)が退去した後から適用する。ただし、建替事業において入居者が決定しなかった住戸については、平成20年度一斉募集の抽選結果によって平成20年9月10日に決定した入居者及び同居者(当該公営住宅の入居の際に同居した親族を含む。)が退去した後から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 南町団地の身障・高齢指定住宅については、南町団地建替事業のための身障・高齢指定住宅に対する募集停止が終了し、その時点における入居者及び同居者(当該公営住宅の入居の際に同居した親族

を含む。)が退去した後から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 春光台団地 6 号棟の身障・高齢指定住宅については、供用開始となる平成 22 年 8 月 1 日時点における入居者が退去した後から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 南町団地の身障・高齢指定住宅については、南町団地建替事業のための身障・高齢指定住宅に対する募集停止が終了し、その時点における入居者及び同居者（当該公営住宅の入居の際に同居した親族を含む。）が退去した後から適用する。ただし、建替事業において入居者が決定しなかった住戸については、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 29 年度における第 2 条第 1 項に定める公募回数は、3 回とする。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 4 施行日の前日において現に条例第 7 条第 1 項の入居補欠者である者で、市長が必要と認めたものに係る同条第 3 項に規定する市長が別に定める日は、この要綱による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

- 5 第 9 条第 2 項に定める申込み回数による優遇措置は、従前の例による回数を引き継ぐこととし、施行日の前日において現に条例第 7 条第 1 項の入居補欠者である者は、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに入居の申込みをしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 8 号の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。